

第101期 定時株主総会 招集ご通知

日時 2022年6月29日（水曜日）
午前10時 受付開始：午前9時

場所 福岡市中央区大名二丁目12番1号
当行本店7階会議室

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が懸念されておりますので、当日のご来場に関しては自粛をご検討いただき、書面またはインターネットによる事前の議決権行使をお願い申し上げます。

また、株主総会会場において、感染防止のための措置を講じますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

※ご来場者へのお土産の配布はございませんので予めご了承ください。

目次

第101期定時株主総会招集ご通知	1
第101期事業報告	5
計算書類	24
監査報告書	26
株主総会参考書類	30
第1号議案 剰余金の処分の件	30
第2号議案 定款一部変更の件	31
第3号議案 取締役（監査等委員である 取締役を除く。）8名選任 の件	33

第4号議案 監査等委員である取締役 1名選任の件	39
第5号議案 取締役（監査等委員である 取締役を除く。）等に対す る株式報酬制度の一部改定 の件	40

証券コード 8540
2022年6月7日

株 主 各 位

福岡市中央区大名二丁目12番1号
株式会社福岡中央銀行
取締役頭取 古 村 至 朗

第101期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当行第101期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、感染症拡大防止の観点から、株主様の健康状態に関わらず、可能な限り会場へのご出席をお控えいただき、書面またはインターネットでの事前の議決権行使をお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年6月28日（火曜日）午後5時45分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- 1 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時
- 2 場 所 福岡市中央区大名二丁目12番1号
当行本店7階会議室

3 目的事項

報 告 事 項 第101期（2021年4月1日から
2022年3月31日まで）事業報告及び計算書類の
内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）等に対する株式報酬制度の一部改定の件

以 上

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を
会場受付にご提出ください。

開催日時 2022年6月29日（水曜日）
午前10時



郵送で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただき、行使期限までに到着するようにご郵送ください。
なお、各議案につき賛否のご表示がない場合は、「賛」の表示があったものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2022年6月28日（火曜日）
午後5時45分到着分まで



インターネットによる議決権行使をされる場合

後記（3頁～4頁）の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご参照の上、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

行使期限 2022年6月28日（火曜日）
午後5時45分まで



●本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当行定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイト (<https://www.fukuokachuo-bank.co.jp/>) に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

●株主総会参考書類ならびに事業報告及び計算書類の記載事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイト (<https://www.fukuokachuo-bank.co.jp/>) に掲載させていただきます。

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットによる議決権行使は、スマートフォンまたはパソコン等から議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

－ 議決権行使期限 －
2022年6月28日（火）
午後5時45分まで

スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法

「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」および「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

※下記方法での議決権行使は1回に限ります。



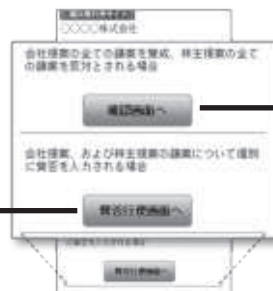
1. QRコードを読み取る



お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書用紙の右下に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。

2. 議決権行使方法を選ぶ

議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選ぶ。



3. 各議案の賛否を選択

画面の案内に従って各議案の賛否を選択。



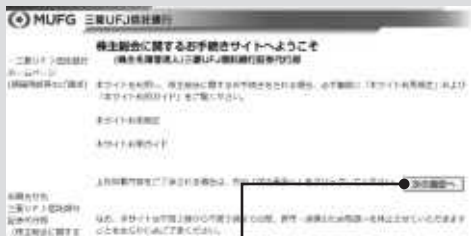
画面の案内に従って
行使完了です。

2回目以降のログイン
の際は…

右頁に記載のご案内に従って
ログインしてください。

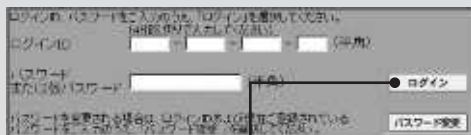
ログインID・仮パスワードを入力する方法

1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



「次の画面へ」をクリック

2. お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



「ログイン」をクリック

3. 「新しいパスワード」と「新しいパスワード（確認用）」の両方に入力



「送信」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>



ご注意事項

- インターネットにより議決権行使をされる場合は、郵送によるお手続きは不要です。
- 郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより、複数回数にわたり議決権行使をされた場合は、最後に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

インターネットによる 議決権行使に関する お問い合わせについて

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部
(ヘルプデスク)

 **0120-173-027**

(通話料無料、受付時間：9：00～21：00)

以上

(添付書類)

第101期 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで) 事業報告

1 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

【主要な事業内容】

当行は福岡県内を営業地盤とする地域金融機関として、預金・貸出業務を中心に、内国為替業務、日本銀行代理店等の代理業務、国債等公共債・証券投資信託・保険商品の窓口販売等を行い、地域のお客さまのニーズに沿った金融サービスを提供しております。

【金融経済環境】

2021年度は、パンデミック発生から2年目に入り新型コロナウイルスの変異株の流行がなお断続的にみられるなかで、ワクチンの普及による経済活動の正常化に向けた取組みが進められてきました。こうしたなか、国内経済は基調としては持ち直しの動きがみられましたが、当年度終盤にはロシアによるウクライナ侵攻という地政学上の不確実要因が加わり、資源価格高騰の影響など、今後の動向に注意が必要な状況となっています。

福岡県経済も年末にかけて感染症の影響による景気の下押し圧力が和らいできましたが、今年に入りオミクロン株の流行や資源価格上昇などによりそのペースが鈍化し企業の景況感は悪化しています。

金融面では、日本銀行による金融緩和政策が継続され、長短金利とも極めて低い水準で推移しました。この間、日経平均株価は、2021年9月に31年振りの高値となる3万670円をつける局面もありましたが、本年入り後は下落基調となり、年度末には2万7千円台で取引を終えています。

【事業の経過及び成果】

このような金融経済環境のなか、当行は、2021年4月から2024年3月を計画期間とする第12次中期経営計画「BEST!～ひとりひとりのベストを大きな力に～」をスタートさせました。「地域になくては

ならない銀行」を長期ビジョンに掲げ、初年度となる2021年度においては、基本コンセプトに掲げた「顧客本位の営業スタイルの進化」と「収益基盤の強化」の実現に向けて主に次のような取組みを進めてまいりました。

まず、新型コロナウイルス感染症の影響を受けられたお客さまへの資金繰り、経営改善支援を積極的に行い、地域経済の回復に努めてまいりました。昨年4月には中小企業経営者の高齢化や後継者不足の課題解決のために「M&A室」を新設いたしました。

また、店舗内店舗方式による店舗網の再構築に取組み、効率的な店舗運営と人員等の経営資源を集約することにより営業力を強化し、お客さまにご満足いただける金融サービスの提供を目指しました。

さらに、銀行業としての公共的な立場から気候変動対応を積極的に支援していくために、昨年7月にTCFD提言（気候関連財務情報開示タスクフォースによる提言）に対する賛同を表明いたしました。昨年11月には、お取引先の環境対策のための資金調達を支援する「グリーンローン」や地域経済の持続的な成長を支援するためにSDGsに貢献する団体等へ寄付する「SDGs私募債」の取扱いを開始しました。

このような活動により、当年度につきましては、次のような成果を収めることができました。

業容面では、預金等（譲渡性預金を含む）の期末残高は、前期末比113億42百万円減少し、4,940億4百万円となりました。また、公共債、投資信託及び保険の預り資産残高は、前期末比78百万円増加し、426億52百万円となりました。貸出金の期末残高は、前期末比46億69百万円増加し、4,331億10百万円となりました。有価証券の期末残高は、前期末比100億57百万円減少し、810億93百万円となりました。

損益面では、営業経費の削減や信用コストの減少等により、経常利益は、前年度比4億75百万円増加し12億73百万円、当期純利益は前年度比3億50百万円増加し8億69百万円となりました。

【対処すべき課題】

新型コロナウイルスの影響は今後も継続するものとみられ、企業活動や個人消費の本格的な回復には時間を要するものと思われます。ま

た、コロナ禍により、新しい社会様式への移行やデジタル化への対応の必要性も認識されるところとなりました。第12次中期経営計画の中間年度となる2022年度は、アフターコロナを見据え、お取引先の資金繰り支援に加え、事業承継や財務の健全性強化、デジタル化支援など、伴走型の課題解決に積極的に取り組んでまいります。

こうした課題解決支援を実践していくためには、少子高齢化の進行や人口減少等による社会構造の変化などにより多様化、高度化するお客さまの価値観やニーズに対応できる人材や経営基盤の強化が重要となります。当行では、昨年4月に導入した新人事制度の一層の定着と活用などにより一人ひとりのモチベーションやスキル向上を図り、地域の皆さまの課題解決にベストを尽くしていけるよう人材育成にもさらに力を入れてまいります。

当行は、いかなる環境下にあっても、「中小企業専門金融機関」としての使命と役割に徹し、今後とも、お客さま、株主の皆さま、地域社会の方々などの期待にお応えできるよう役職員一同最大限の努力を尽くしてまいります。皆さまにおかれましては、一段と力強いご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
預 金	462,064	459,950	505,196	493,864
定期性預金	269,679	263,720	256,976	258,986
その他	192,385	196,230	248,220	234,877
貸 出 金	376,420	387,480	428,441	433,110
個人向け	84,275	79,421	77,447	77,650
中小企業向け	264,002	270,605	317,946	305,896
その他	28,142	37,452	33,047	49,563
商 品 有 価 証 券	—	—	—	—
有 価 証 券	83,810	77,333	91,150	81,093
国 債	42,953	32,365	32,886	12,433
その他	40,857	44,968	58,263	68,660
総 資 産	530,093	516,793	574,504	570,111
内 国 為 替 取 扱 高	1,223,750	1,156,371	1,132,091	1,157,816
外 国 為 替 取 扱 高	13百万ドル	18百万ドル	7百万ドル	0百万ドル
経 常 利 益	790	582	798	1,273
当 期 純 利 益	479	544	519	869
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	176円94銭	199円74銭	172円47銭	301円73銭

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 貸出金のうち中小企業向けの欄は中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者に対する貸出を記載しております。
3. 1株当たり当期純利益は、当期純利益から当期優先株式配当金総額等を控除した金額を、自己株式数を控除した期中の平均発行済株式数で除して算出しております。

(3) 使用人の状況

	当 年 度 末
使 用 人 数	468人
平 均 年 齢	40年5月
平 均 勤 続 年 数	17年10月
平 均 給 与 月 額	348千円

- (注) 1. 使用人数には、執行役員、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。
 2. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 3. 平均給与月額は賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数

	当 年 度 末
福 岡 県	店 41 うち出張所 (2)
合 計	41 (2)

- (注) 1. 当年度において、店舗内店舗方式により、久留米合川支店を久留米支店内に、原支店を七隈支店内に、門司支店を小倉支店内に移転いたしました。
 2. 上記41カ店には店舗内店舗方式により移転した店舗を含んでいるため、店舗の拠点数としては36カ店となっております。
 3. 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を16カ所設置しております。

□ 当年度新設営業所
該当ありません。

ハ 銀行代理業者の一覧
該当ありません。

二 銀行が営む銀行代理業等の状況
該当ありません。

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	230
---------	-----

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

- ☐ 重要な設備の新設等
該当ありません。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

該当ありません。

重要な業務提携の概況

- ①第二地銀協地銀37行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称SCS）を行っております。
- ②第二地銀協地銀37行、都市銀行5行、信託銀行3行、地方銀行62行、信用金庫255金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合141組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連613（農林中金、信連を含む）、労働金庫14金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。
- ③第二地銀協地銀37行の提携により、ISDN回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービス及び入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称SDS）を行っております。
- ④ゆうちょ銀行との提携により、CAFIS経由方式で現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
- ⑤株式会社セブン銀行及び株式会社イーネットとの提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し及び現金自動入金のサービス等を行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

2 会社役員（取締役）に関する事項

(1) 会社役員の状況

(2021年度末現在)

氏 名	地 位 及 び 担 当	重 要 な 兼 職	その他
古 村 至 朗	取締役頭取 (代表取締役)	監 査 部 担 当	
荒 木 英 二	専務取締役 (代表取締役)	総合企画部担当兼北九州本部長	
布 施 圭一郎	常務取締役	事務部・顧客相談室・市場営業部担当	
山 下 知 成	常務取締役	営業統括部担当	
草 場 勇 次	常務取締役	人事総務部担当	
岡 野 みゆき	取 締 役	総合企画部長兼デジタル企画室長	
増 田 昌 一	取 締 役	融資統括部・ビジネスサポート部担当	
倉 富 純 男	取 締 役 (社外取締役・非常勤)		西日本鉄道(株) 代表取締役会長
江 里 秀 樹	取 締 役 監 査 等 委 員		
林 田 ス マ (本名 平田スマ)	取締役監査等委員 (社外取締役・非常勤)		公益財団法人 大野城まどかびあ館長
行 正 晴 實	取締役監査等委員 (社外取締役・非常勤)		公認会計士
山 下 秋 史	取締役監査等委員 (社外取締役・非常勤)		西部ガスホールディングス(株) 取締役常務執行役員
(退任した役員)			
石 塚 昭 二	専務取締役 (代表取締役)		
神 武 章 太	取締役監査等委員 (社外取締役・非常勤)		西部ガス・カスタマーサービス(株) 代表取締役社長

- (注) 1. 退任した役員の地位は退任時のものであります。
2. 取締役倉富純男氏、林田スマ氏、行正晴實氏及び山下秋史氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 倉富純男氏、林田スマ氏、行正晴實氏及び山下秋史氏は、福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 取締役監査等委員江里秀樹は常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、執行部門の重要な会議に出席する他、重要な各種情報収集や報告の受領等を継続的かつ実効的に行うことで、監査等委員会の職務執行を円滑にするためです。
5. 取締役監査等委員行正晴實氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 会社役員に対する報酬等

- ① 取締役（監査等委員を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

イ. 決定方針の概要

当行は、2021年2月24日開催の取締役会において取締役の個別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その内容は次のとおりであります。

当行の役員報酬制度は、「地域の中小・零細事業者を主たる顧客として金融仲介機能を安定的かつ円滑に提供する」という当行のコアとなるビジネスモデルを反映した「銀行経営を担うに相応しい人材を確保・維持できる金額水準であること」「当行の中・長期的な企業価値の維持・向上に向けた経営意識を高めるものであること」「企業業績及び従業員の給与水準と比較して納得性が高い水準であること」を基本方針とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、役位ごとの職責を踏まえた適正な水準としております。

当行は、その基本方針の下で、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は、取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位に応じて当行の業績及び従業員給与の水準も踏まえ、株主総会で承認された報酬上限額の範囲内で、取締役会決議によって決定しております。

また、非金銭報酬として、当行株式を付与する株式報酬制度を設けております。当行の中・長期的な企業価値の維持・向上に向けた経営意識を高めることを目的としており、具体的には、信託型株式報酬制度（B I P 信託）を採用しており、株主総会で承認された上限額の範囲内で信託が当行株式を取得し、取締役会決議により決定した役位に応じたポイントを各事業年度ごとに各取締役に付与し、各取締役は、退任時に自己の累積ポイント数に相当する数の当行株式等の交付等を本信託から受けることとしております。

各取締役における報酬等の種類ごとの割合は以下の割合を目安としております。

	基本報酬 (金銭報酬)	非金銭報酬等 (株式報酬)	合 計
会長・頭取	80～90%	10～20%	100%
専務取締役	82～90%	10～18%	
常務取締役	83～90%	10～17%	
取 締 役	85～92%	8～15%	

なお、監督機能を担う社外取締役及び監査等委員である取締役については、その職務に鑑み基本報酬のみとし、監査等委員である取締役の個人別の報酬額は監査等委員である取締役の協議によって定めております。

□. 当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、取締役会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な協議及び精査を行い、決定方針に沿うものであると判断し決議しております。

② 取締役の報酬等の総額等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報酬等	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬 (金銭報酬)	業績連動 報 酬 等	非金銭報酬等 (株式報酬)
取締役（監査等委員を除く。）	9名	161	144	—	16
取締役（監査等委員）	5名	31	31	—	—
計	14名	192	176	—	16

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 取締役の報酬等は、2019年6月27日開催の第98期定時株主総会の決議に基づき、報酬限度額（月額）を取締役（監査等委員である取締役を除く。）は15百万円以内（うち社外取締役1百万円以内）、監査等委員である取締役は4百万円以内としております。なお、当決議は取締役（監査等委員を除く。）5名（うち社外取締役1名）、監査等委員4名（うち社外取締役3名）に係るものです。
3. 当行は、2019年6月27日開催の第98期定時株主総会の決議により、当行の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び国内非居住者を除く。）及び執行役員を対象に、当行の中長期的な業績の向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的とし、株式報酬制度を導入いたしました。上記非金銭報酬等は本制度に基づき当事業年度中に付与された株式交付ポイントに係る計上額です。なお、当決議は取締役4名に係るものです。
4. 支給人数及び報酬等には、2021年6月29日開催の第100期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員を除く。）1名、取締役（監査等委員）1名を含んでおります。
5. 上記報酬のほか、2019年6月27日開催の第98期定時株主総会の決議に基づき、退職慰労金を取締役（監査等委員を除く。）1名に対し25百万円支給しております。
6. 上記報酬等には、社外役員に対する報酬等17百万円を含んでおります。

(3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
倉 富 純 男 林 田 ス マ 行 正 晴 實 山 下 秋 史	会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が任務を怠ったことによって当行に損害賠償責任を負う場合は、同法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負うものとする。 上記の責任限定が認められるのは、取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限る。

(4) 補償契約

該当ありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当行は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害を填補することとしております。ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は填補されない等、一定の免責事由があります。

当該保険契約の被保険者は取締役（監査等委員である取締役を含む。）及び執行役員であり、保険料は全額会社負担としております。

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼 職 そ の 他 の 状 況
倉 富 純 男 (取 締 役)	西日本鉄道(株) 代表取締役会長
林 田 ス マ (取締役監査等委員)	公益財団法人 大野城まどかぴあ館長
行 正 晴 實 (取締役監査等委員)	公認会計士
山 下 秋 史 (取締役監査等委員)	西部ガスホールディングス(株) 取締役常務執行役員

(注) 当行と上記の兼職先等との間に特別の関係はございません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における 発言その他の活動状況
倉 富 純 男 (取 締 役)	7年9ヵ月	当事業年度開催 取締役会13回のうち9回出席	経験豊富な地場企業の経営者の 観点から議案・審議等に必要な 発言を適宜行っております。
林 田 ス マ (取締役監査等委員)	2年9ヵ月	当事業年度開催 取締役会13回のうち13回出席 監査等委員会16回のうち16回出席	アナウンサーとして培われた豊 富な経験による意見や女性目線 の提案等、議案・審議等に必要 な発言を適宜行っております。
行 正 晴 實 (取締役監査等委員)	2年9ヵ月	当事業年度開催 取締役会13回のうち13回出席 監査等委員会16回のうち16回出席	主に公認会計士としての専門的 見地から、必要に応じ適宜発言 を行っております。
山 下 秋 史 (取締役監査等委員)	0年9ヵ月	取締役監査等委員就任後開催 取締役会9回のうち8回出席 監査等委員会9回のうち8回出席	地場企業の取締役としての経験 や見識による意見等、議案・審 議等に必要な発言を適宜行っ ております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	5名	17	—

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(4) 社外役員の意見

該当ありません。

4 当行の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数	
普通株式	8,000千株
第1回A種優先株式	1,000千株
第2回A種優先株式	1,000千株
発行済株式の総数	
普通株式	2,737千株
第1回A種優先株式	300千株

- (注) 1. 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 定款で定める発行可能株式総数は8,000千株であり、上記の発行可能株式総数の合計とは一致いたしません。

(2) 当年度末株主数

普通株式	1,641名
第1回A種優先株式	79名

(3) 大株主

普通株式

株主の氏名または名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
株式会社福岡銀行	402千株	14.86%
福岡中央銀行行員持株会	216	8.00
株式会社日本カストディ銀行(信託口4)	211	7.80
株式会社西日本シティ銀行	151	5.61
株式会社宮崎太陽銀行	133	4.93
西部ガスホールディングス株式会社	133	4.92
西日本鉄道株式会社	124	4.60
株式会社豊和銀行	114	4.21
株式会社南日本銀行	111	4.10
学校法人帝京大学	64	2.39

- (注) 1. 持株数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
 3. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
 4. 自己株式には、役員報酬BIP信託が保有する当行株式16千株は含まれておりません。

第1回A種優先株式

株主の氏名または名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
株式会社福岡銀行	30千株	10.00%
九建架線工事株式会社	20	6.66
大高建設株式会社	15	5.00
株式会社サニクリーン九州	15	5.00
株式会社沖縄海邦銀行	10	3.33
九州総合信用株式会社	10	3.33
西部ガスホールディングス株式会社	10	3.33
西日本鉄道株式会社	10	3.33
松田都市開発株式会社	10	3.33
株式会社ユー・エス・イー	9	3.00

(注) 1. 持株数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(4) 役員保有株式

区 分	株式の交付を受けた者の人数	株式の数（株式の種類及び種類ごとの数）
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）	1名	普通株式 800株
社外取締役（監査等委員を除く。）	—	—
取締役（監査等委員）	—	—

(注) 2021年6月29日付で退任した取締役に対する役員報酬BIP信託による株式交付であります。

(5) その他株式に関する重要な事項

（自己株式取得）

当行は、役員株式報酬制度に基づき、割当対象者へ交付する自己株式を確保するため、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、2022年2月25日開催の取締役会決議により、同年2月28日に以下のとおり自己株式を取得いたしました。

取得した株式の種類	当行普通株式
取得した株式の総数	20,000株
取得価額の総額	41,740,000円

5 当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

該当ありません。

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

該当ありません。

6 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏 名 ま た は 名 称	当該事業年度に係る報酬等	そ の 他
EY新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 伊加井 真 弓 指定有限責任社員 宮 川 宏	32	

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 当該事業年度に係る報酬等は、公認会計士法第2条第1項に規定する業務（監査証明業務）に基づくものであります。なお、上記以外の報酬等は該当ありません。

3. 当行監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査の実施状況、監査計画及び報酬見積の相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(2) 責任限定契約

該当ありません。

(3) 補償契約

該当ありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当ありません。

8 業務の適正を確保する体制

当行が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は次のとおりであります。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンスガイドブックをはじめとするコンプライアンス体制にかかる規定を、役職員が法令・定款及び当行の行内規定を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、その徹底を図るため、総合企画部が、全行のコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとする。監査部は、総合企画部と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に取り締役会及び監査等委員会に報告されるものとする。法令上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う手段として総合企画部長を窓口にする内部通報制度及び顧問弁護士を窓口にする外部通報制度を設置する。コンプライアンスの重要な問題を審議し、取締役会に答申するコンプライアンス委員会を設置する。

市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決し、関係遮断及び被害防止のための体制整備に努める。

財務報告の適正性を確保するために、財務報告に係る内部統制を整備・運用、評価するための規定を定め、財務報告の信頼性確保を図る。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書取扱規定に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という。）に記録し、保存する。取締役は常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規定により、リスクカテゴリーごとの責任部署を定め、当行全体のリスクを網羅的・総括的に管理し、リスク管理体制を明確化する。各部署ごとのリスク管理の状況を、総合企画部が統括し監査部が監査を行い、その結果を定期的に取り締役会及び監査等委員会に報告する。リスク管理の重要な問題を審議し、取締役会に答申するリスク管理委員会を設置する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

行内規定に基づく職務権限及び意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとる。

(5) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査等委員会はその職務の執行に必要な場合は、監査部に監査等委員会の職務の遂行の補助を委嘱することができるものとする。

(6) 前号の使用人の取締役（監査等委員を除く。）からの独立性に関する事項ならびに監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の前号の使用人の人事異動や人事考課等については、予め監査等委員会の同意を得たうえで決定することとし、当該使用人の取締役（監査等委員を除く。）からの独立性を確保する。また、当該使用人は専ら監査等委員会の指示に基づき監査等委員会の職務の執行を補助するものとし、監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役（監査等委員を除く。）、監査部長等の指揮命令を受けないものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員への報告に関する体制

取締役または使用人は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当行に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容をすみやかに報告する。

(8) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

内部通報制度の定めに基づき、前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを行うことを禁止する。

(9) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について必要な費用の前払または償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(10) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会による各業務執行取締役及び重要な使用人からの個別ヒアリングの機会を最低年2回（臨時に必要と監査等委員会が判断する場合は別途）設けるとともに代表取締役、監査法人とそれぞれの間で定期的に意見交換会を開催する。

（業務の適正を確保するための体制の運用状況）

当行では、取締役会において決議された「内部統制基本方針」に基づき、業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めております。

当行は、リスク管理とコンプライアンスを経営の最重要課題と位置付け、頭取を委員長とする「リスク管理委員会」及び「コンプライアンス委員会」を設置、開催するとともに、その徹底を図るべく全役職員が一丸となって取り組んでおります。

コンプライアンス統括部署の総合企画部を中心に、関係各部と連携して法令やルールに則った業務処理がなされているかをチェックする体制を整備するとともに、毎年「コンプライアンス・プログラム」を策定し具体的計画の実践に向け諸活動を展開しております。さらに、関係各部・営業店にはコンプライアンス責任者・担当者を配置してコンプライアンスの徹底状況をモニタリングするとともに、コンプライアンスガイドブックに基づく職場研修や啓蒙活動を通してより高い自己規律や自己責任の企業倫理の構築に努めております。

また、当行では独立した内部監査部門である監査部が、業務遂行状況等について監査を実施し、各部門のコンプライアンスやリスクに関する管理状況等について、諸法令や行内規定等との整合性ならびにその有効性を検証しております。

監査等委員会は監査部や会計監査人と緊密な連携をとりながら、内部統制システムが適切に構築され運用されているかを監査しております。

9 特定完全子会社に関する事項

該当ありません。

10 親会社等との間の取引に関する事項

該当ありません。

11 会計参与に関する事項

該当ありません。

12 その他

該当ありません。

第101期末 (2022年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目		金 額	科 目		金 額
(資産の部)			(負債の部)		
現金	預 け	金 39,120	預 金		493,864
現金		5,340	当座	預 金	13,959
預 け		金 33,779	普通	預 金	217,708
有 価 証 券		81,093	貯蓄	預 金	366
国 債		12,433	通知	預 金	1,625
地方 債		14,807	定期	預 金	255,428
社 債		25,988	その他	預 金	3,558
株 式		7,664	譲渡 性 預 金		1,218
その他の 証 券		20,200	借 入 金		140
貸 出 金		433,110	未払 人 税		40,800
割引 手 形		3,588	未払 費 用		3,018
手 形 貸 付		20,043	前払 受 取		161
証 書 貸 付		386,631	給付 補 填 備		585
当 座 貸 越		22,847	一 入 債		296
外 国 為 替		64	資産 除 去 債		0
外国 他 店 預 け		64	その 他 の 負		4
その 他 資 産		4,736	役員 株 式 給 付 引 当 金		7
未 収 収 益		283	睡眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金		1,963
その 他 の 資 産		4,452	再 評価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債		48
有 形 固 定 資 産		12,811	支 払 承 諾		56
建 物		2,525	負 債 の 部 合 計		1,827
土 地		9,870			190
リ ー ス 資 産		4	(純資産の部)		
建 設 仮 勘 定		75	資 本		4,000
その他の有形固定資産		335	資 本		2,703
無 形 固 定 資 産		448	利 益		2,703
ソ フ ト ウ ェ ア		431	利 益		19,005
その他の無形固定資産		17	利 益		1,396
前 払 年 金 費 用		2,142	その 他 利 益 剰 余 金		17,608
繰 延 税 金 資 産		337	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金		512
支 払 承 諾 見 返		190	別 途 積 立 金		16,025
貸 倒 引 当 金		△3,944	繰 越 利 益 剰 余 金		1,071
資 産 の 部 合 計		570,111	自 己 株 式		△165
			株 主 資 本 合 計		25,543
			その 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金		485
			土 地 再 評 価 差 額 金		4,136
			評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		4,622
			純 資 産 の 部 合 計		30,166
			負債及び純資産の部合計		570,111

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

第101期 (2021年4月 1 日から 2022年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目										金 額	
経	常	収	用	収	益						8,758
資	金	運	金	利	配	当				7,449	
	貸	出	金	息	利					6,677	
	有	証	利		配					655	
	預	け	金	受	入	利				116	
	そ	の	の	等	手	数				0	
役	務	取	引	役	務	収				1,048	
	受	入	為	替	手	数				308	
そ	の	他	の	役	務	収				740	
そ	外	の	業	務	収	益				0	
	の	他	替	売	買	益				0	
	株	式	経	常	収	益				261	
	の	他	等	売	却	益				117	
経	常	費	経	常	収	益				144	
資	金	調	達	費	用						7,485
	預	金	利	利						129	
	讓	渡	預	金	利					129	
	債	貸	取	引	支	払				0	
	借	用	金	等	利					0	
役	務	取	引	等	費	用				854	
	支	払	為	替	手	数				47	
そ	の	他	の	役	務	費				807	
そ	国	債	業	務	償	還				89	
営	の	業	債	経	常	費				6,110	
	貸	倒	引	当	金	繰				300	
	貸	出	等	金	償	入				96	
	株	式	等	売	償	却				0	
	株	式	等	償	却	用				15	
	そ	の	の	経	常	費				1	
										186	
経	常	利	産	処	分	益					1,273
特	別	利	損	失	分						130
特	固	定	資	産	処	分					76
	固	定	資	産	処	分					14
	減	損	損	損	損					61	
税	引	前	期	純	利	益					1,326
法	人	住	民	税	等	税					
法	人	税	等	等	等	等					
法	人	税	等	等	等	等					
当	期	純	利	合	計	益					457
											869

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月12日

株式会社 福岡中央銀行
取締役 会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 伊加井 真 弓
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 宮 川 宏
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社福岡中央銀行の2021年4月1日から2022年3月31日までの第101期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第101期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- 一 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、当行の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- 二 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月12日

株式会社 福岡中央銀行 監査等委員会

常勤監査等委員 江 里 秀 樹 ㊞

監 査 等 委 員 林 田 ス マ ㊞
(本名 平田スマ)

監 査 等 委 員 行 正 晴 實 ㊞

監 査 等 委 員 山 下 秋 史 ㊞

(注) 監査等委員林田スマ、行正晴實及び山下秋史は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当行は、長期にわたって安定的な経営基盤の確保に努めるとともに、安定した配当を継続的に行うことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、2021年6月に創立70周年を迎えることができ、株主の皆さまの日ごろのご愛顧とご支援に感謝の意を表するため、1株当たり10円の記念配当を実施し、その他の剰余金の処分とともに以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当行普通株式1株につき金35円（普通配当25円、記念配当10円）

総額 94,701,495円

当行第1回A種優先株式1株につき金87円50銭

総額 26,250,000円

第1回A種優先株式につきましては、所定の配当金とさせていただきます。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月30日

2. その他の剰余金の処分にに関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 700,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 700,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当行定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第16条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) <u>当銀行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<u>第16条（電子提供措置等）</u> 当銀行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u> (2) 当銀行は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u>
(新設)	<u>(附則)</u> <u>第1条 変更前定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第16条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u> (2) 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、<u>変更前定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u> (3) 本附則は、<u>2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u>

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

第3号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）8名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、監査等委員会は本議案について検討した結果、各候補者とも当行取締役として適任であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名					現在の当行における地位		
1	ふる古	むら村	し至	ろう朗	再 任	取締役頭取（代表取締役）		
2	あら荒	き木	えい英	じ二	再 任	専務取締役（代表取締役）		
3	ふ布	せ施	けい圭	いち一	ろう郎	再 任	常務取締役	
4	くさ草	ば場	ゆう勇	じ次	再 任	常務取締役		
5	おか岡	の野	みみ	ゆき	再 任	取締役総合企画部長 兼デジタル企画室長		
6	ます増	だ田	しょう昌	いち一	再 任	取締役		
7	え江	ざと里	ひで秀	き樹	新 任	取締役常勤監査等委員		
8	と戸	だ田	こう康	いち一	ろう郎	新 任	社外役員	独立役員

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当行の株式数
1 再 任	ふるむら じろう 古村 至朗 (1955年1月18日生)	1977年 4 月 (株)福岡銀行入行 2006年 6 月 同行執行役員北九州営業部長 2009年 4 月 同行取締役常務執行役員 (株)ふくおかフィナンシャルグループ執行役員 2009年 6 月 同社取締役執行役員 2010年 4 月 (株)福岡銀行取締役常務執行役員九州営業本部長 2011年 4 月 同行取締役専務執行役員 2012年 4 月 同行取締役副頭取 2014年 4 月 当行顧問 2014年 6 月 当行専務取締役北九州本部長 2015年 6 月 当行取締役頭取 (現任) [監査部担当]	1,200株
【取締役候補者とした理由】 2014年当行入行以降、顧問、専務取締役を経て2015年6月から取締役頭取を務め、適切なリーダーシップの発揮により経営を牽引し、その職責を十分に果たしております。銀行経営に関する豊富な経験と幅広い知見を活かし、今後も当行の中長期的な企業価値の向上に貢献することができると考え、引き続き取締役候補者となりました。			
2 再 任	あらき えいじ 荒木 英二 (1958年9月12日生)	1981年 4 月 (株)福岡銀行入行 2011年 4 月 同行執行役員本店営業部長 2013年 4 月 同行取締役常務執行役員 (株)ふくおかフィナンシャルグループ執行役員 2017年 4 月 (株)福岡銀行取締役専務執行役員 2017年 6 月 (株)ふくおかフィナンシャルグループ取締役執行役員 2019年 4 月 (株)十八銀行 (現 (株)十八親和銀行) 取締役副頭取 2021年 4 月 当行顧問 2021年 6 月 当行専務取締役北九州本部長 (現任) [総合企画部担当]	1,200株
【取締役候補者とした理由】 顧問として2021年当行に入行し、同年6月から専務取締役として総合企画部門を担当し、その職責を十分に果たしております。銀行経営に関する豊富な経験と幅広い知見を活かし、今後も当行の中長期的な企業価値の向上に貢献することができると考え、引き続き取締役候補者となりました。			

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当行の株式数
3 再 任	ふ せ けいいちろう 布施 圭一郎 (1960年7月5日生)	1983年 4 月 (株)福岡銀行入行 2009年 4 月 同行事務管理部長 2012年 4 月 同行市場営業部長 2013年 4 月 同行執行役員営業推進部長 2015年 4 月 同行執行役員[監査部担当] (株)ふくおかフィナンシャルグループ執 行役員監査部長 2016年 4 月 当行顧問 2016年 6 月 当行常務取締役 (現任) [市場営業部・事務部・顧客相談室担当]	500株
		【取締役候補者とした理由】 顧問として2016年当行に入行し、同年6月から常務取締役として市場営業部門・事務部門を担当し、その職責を十分に果たしております。銀行経営に関する豊富な経験と幅広い知見を活かし、今後も当行の中長期的な企業価値の向上に貢献することができると考え、引き続き取締役候補者となりました。	
4 再 任	くさば ゆうじ 草場 勇次 (1958年10月15日生)	1981年 4 月 当行入行 2004年 6 月 当行雑餉隈支店長 2006年 4 月 当行博多支店長 2010年 4 月 当行融資統括部長 2013年 7 月 当行理事融資統括部長 2014年 4 月 当行理事営業統括部長 2015年 6 月 当行取締役営業統括部長 2017年 6 月 当行取締役融資統括部長 2019年 6 月 当行取締役監査等委員 2021年 6 月 当行常務取締役 (現任) [人事総務部担当]	700株
		【取締役候補者とした理由】 主要店舗の支店長、融資統括部長を経て2015年6月から取締役営業統括部長、同融資統括部長、取締役監査等委員を歴任し、2021年6月からは常務取締役として人事総務部門を担当し、その職責を十分に果たしております。銀行経営に関する豊富な経験と幅広い知見を活かし、今後も中長期的な企業価値の向上に貢献できると考え、引き続き取締役候補者となりました。	

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当行の株式数
5 再 任	おかの 岡野 みゆき (1961年5月22日生)	1984年 4 月 日本銀行入行 2009年 7 月 同行那覇支店次長 2011年 5 月 同行金融機構局企画役 2011年11月 同行金融機構局審査役 2017年 4 月 当行参与 2019年 6 月 当行執行役員総合企画部長 2020年 4 月 当行執行役員総合企画部長兼デジタル 企画室長 2021年 6 月 当行取締役総合企画部長兼デジタル企 画室長 (現任)	500株
		【取締役候補者とした理由】 参与としてと2017年当行に入行し、2019年6月から執行役員総合企画部長、2021年6月から取締役総合企画部長として、その職務・職責を適切に果たしております。銀行業務に関する豊富な経験と幅広い知見を活かし、当行の中長期的な企業価値の向上に貢献することができると考え、引き続き取締役候補者となりました。	
6 再 任	ますだ しょういち 増田 昌一 (1963年1月8日生)	1985年 4 月 (株)福岡銀行入行 2011年 4 月 同行折尾支店長 2013年 4 月 同行箱崎支店長 2015年 4 月 同行本店営業部総合営業第一部長 2016年 4 月 同行天神町支店長 2018年 4 月 (株)熊本銀行執行役員 2019年 4 月 同行取締役常務執行役員 2020年 4 月 当行執行役員 2021年 6 月 当行取締役 (現任) [融資統括部・ビジネスサポート部担当]	500株
		【取締役候補者とした理由】 執行役員として2020年当行に入行し、2021年6月から取締役として融資統括部門・ビジネスサポート部門を担当し、その職務・職責を適切に果たしております。銀行業務に関する豊富な経験と幅広い知見を活かし、当行の中長期的な企業価値の向上に貢献することができると考え、引き続き取締役候補者となりました。	

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当行の株式数
7 新 任	えざと ひでき 江里 秀樹 (1961年9月20日生)	1984年 4 月 当行入行 2015年 4 月 当行雑餉隈支店長 2017年 6 月 当行事務部長 2018年 7 月 当行理事事務部長 2019年 6 月 当行執行役員人事総務部長 2021年 6 月 当行取締役監査等委員（現任）	1,300株
	【取締役候補者とした理由】 主要店舗の支店長、事務部長を経て、2019年6月から執行役員人事総務部長、2021年6月からは取締役監査等委員を歴任し、その職責を適切に果たしております。銀行業務に関する豊富な経験と幅広い知見を活かし、当行の中長期的な企業価値の向上に貢献することができると考え、取締役候補者となりました。		
8 新 任 社外役員 独立役員	と だ こういちろう 戸田 康一郎 (1963年1月22日生)	1986年 4 月 西日本鉄道(株)入社 2018年 6 月 同社取締役上席執行役員 2020年 4 月 同社取締役専務執行役員鉄道事業本部長 2020年 6 月 同社専務執行役員鉄道事業本部長 2020年 6 月 (株)富士ピー・エス社外取締役（現任） 2021年 4 月 西日本鉄道(株)副社長執行役員鉄道事業本部長 2021年 6 月 同社代表取締役副社長執行役員鉄道事業本部長（現任） (重要な兼職の状況) 西日本鉄道(株)代表取締役副社長執行役員	0株
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 戸田康一郎氏は、2018年6月から西日本鉄道株式会社の取締役を経て2021年6月から同社代表取締役副社長を務められ、経営者としての豊富な経験と高い知見・能力を有しております。当行はその経験・能力を高く評価しており、当行経営に対する全般的な監督と経営者目線での高い見地からのアドバイスを行っていただくことを期待し、社外取締役候補者となりました。		

- (注) 1. 取締役候補者 戸田 康一郎氏が代表取締役副社長執行役員である西日本鉄道株式会社と当行との間には、通常の銀行取引があります。その他の取締役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
2. 戸田 康一郎氏は、社外取締役候補者であります。
3. 戸田 康一郎氏の選任が承認された場合、当行は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。

4. 戸田 康一郎氏は福岡証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当行は独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
 5. 当行は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害を填補することとしております。ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は填補されない等、一定の免責事由があります。
- 当該保険契約の被保険者は取締役（監査等委員である取締役を含む。）及び執行役員であり、保険料は全額会社負担としております。
- 各候補者が取締役に選任され就任した場合、いずれの取締役も当該保険契約の被保険者となり、任期途中に同内容で更新する予定であります。

第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役 江里 秀樹氏は、第3号議案が承認可決された場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に就任するため、本総会終結の時をもって監査等委員である取締役を辞任いたします。つきましては、その補欠として監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠として選任される監査等委員である取締役の任期は、当行定款の定めにより、退任する監査等委員である取締役の任期の満了する時までとなります。

また、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当行の株式数
せとぐち かつし 瀬戸 克 (1962年2月9日生) 新 任	1984年 4 月 当行入行 2014年 4 月 当行西新支店長 2016年 4 月 当行小倉支店長 2019年 3 月 当行理事小倉支店長 2019年 6 月 当行執行役員本店営業部長 2021年 6 月 当行執行役員監査部長（現任）	1,300株
【取締役候補者とした理由】 主要店舗の支店長を歴任し、2019年6月から執行役員本店営業部長、執行役員監査部長として、その職務・職責を適切に果たしております。銀行業務におけるこれまでの豊富な経験・知見を活かし、業務執行に関する適切な牽制・監督機能を発揮できると考え、監査等委員である取締役候補者となりました。		

- (注) 1. 監査等委員である取締役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当行は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害を填補することとしております。ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は填補されない等、一定の免責事由があります。
- 当該保険契約の被保険者は取締役（監査等委員である取締役を含む。）及び執行役員であり、保険料は全額会社負担としております。
- 候補者が取締役に選任され就任した場合、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に同内容で更新する予定であります。

第5号議案

取締役(監査等委員である取締役を除く。)等に対する 株式報酬制度の一部改定の件

1. 提案の理由及び本制度改定を相当とする理由

当行は、当行の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び国内非居住者を除く。以下本議案において同じ。）及び執行役員（国内非居住者を除く。取締役と併せて、以下「取締役等」という。）を対象に、当行株式の交付を行う株式報酬制度（以下「本制度」という。）について、2019年6月27日開催の第98期定時株主総会において皆さまのご承認をいただき、導入いたしました。

今般、本制度が当初対象としておりました3事業年度（2020年3月31日で終了する事業年度から2022年3月31日で終了する事業年度まで）が終了いたしました。2023年3月31日で終了する事業年度以降についても本制度を継続するにあたって、本制度の内容の一部改定させていただきたく、お願いするものであります。

本制度は当行の「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」に基づき、当行の中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的としており、本制度の一部改定は相当であると考えております。

なお、本制度の対象となる取締役の員数は、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件」が原案どおり承認可決されますと7名となります。

また、本制度は、執行役員も対象としており、本制度に基づく報酬には、執行役員に対する報酬も含まれますが、本議案では対象となる執行役員が本制度の対象期間中に新たに取締役に就任する可能性があることを踏まえ、本制度に基づく報酬の全体につきその額及び内容を提案するものであります。

2. 本制度における報酬等の額及び内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当行が拠出する取締役等の報酬額を原資として当行株式が信託を通じて取得され、役位に応じて取締役等に付与されるポイントに相当する当行株式及び当行株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当行株式等」という。）の交付及び給付（以下「交付等」という。）が行われる株式報酬制度です。

(2) 本制度の改定内容

本制度の継続にあたり、従前の本制度の内容を一部改定いたしたく存じます。改定内容は、本制度導入時からの当行株式における取引市場での株価変動に伴い、取締役等が交付等を受ける当行株式等の数の上限の変更です。

取締役等に対して交付等が行われる当行株式等の数は、毎年、役位に応じて付与されるポイントの累積値により定まります。

1 ポイントは当行普通株式 1 株とし、1 事業年度あたりに取締役等に対して付与するポイント総数は9,000ポイントを上限としておりましたが、本制度導入時からの直近の株価動向等を踏まえ、改定後は1 事業年度あたり13,000ポイントを上限とするものであります。

なお、当行株式の株式分割・株式併合等のポイントの調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じて、1 ポイント当たりの当行株式数の調整がなされます。

●改定内容

(下線は変更部分を示します。)

改 定 前	改 正 後
・ 3事業年度を対象として取締役等に交付等が行われる当行株式等の総数の上限は<u>27,000</u>株 ・ 1事業年度当たりには取締役等に付与されるポイントの総数の上限は<u>9,000</u>ポイント ・ 1事業年度当たりには取締役等に付与されるポイントの総数の上限を1ポイント=当行普通株式1株で換算した株式数の当行発行済み株式総数（<u>2019</u>年3月31日時点、自己株式控除後）に対する割合は約<u>0.33</u>%	・ 3事業年度を対象として取締役等に交付等が行われる当行株式等の総数の上限は<u>39,000</u>株 ・ 1事業年度当たりには取締役等に付与されるポイントの総数の上限は<u>13,000</u>ポイント ・ 1事業年度当たりには取締役等に付与されるポイントの総数の上限を1ポイント=当行普通株式1株で換算した株式数の当行発行済み株式総数（<u>2022</u>年3月31日時点、自己株式控除後）に対する割合は約<u>0.48</u>%

なお、当行が拠出する金員の上限等のその他本制度内容に変更はございません。

●第98期定時株主総会において株主の皆さまのご承認をいただいた本制度の主な内容

項 目	内 容
本議案の対象となる当行株式等の交付等の対象者	・ 取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び国内非居住者を除く。） ・ 執行役員（国内非居住者を除く。）
当行が拠出する金員の上限	・ 3事業年度を対象として合計90百万円
当行株式の取得方法	・ 当行株式は、株式市場または当行（自己株式処分）から取得
取締役等に対する当行株式等の交付等の時期	・ 原則、取締役及び執行役員を退任したとき ・ 取締役等は、本制度を通じて取得した当行株式を、退任後1年が経過するときまで継続保有する

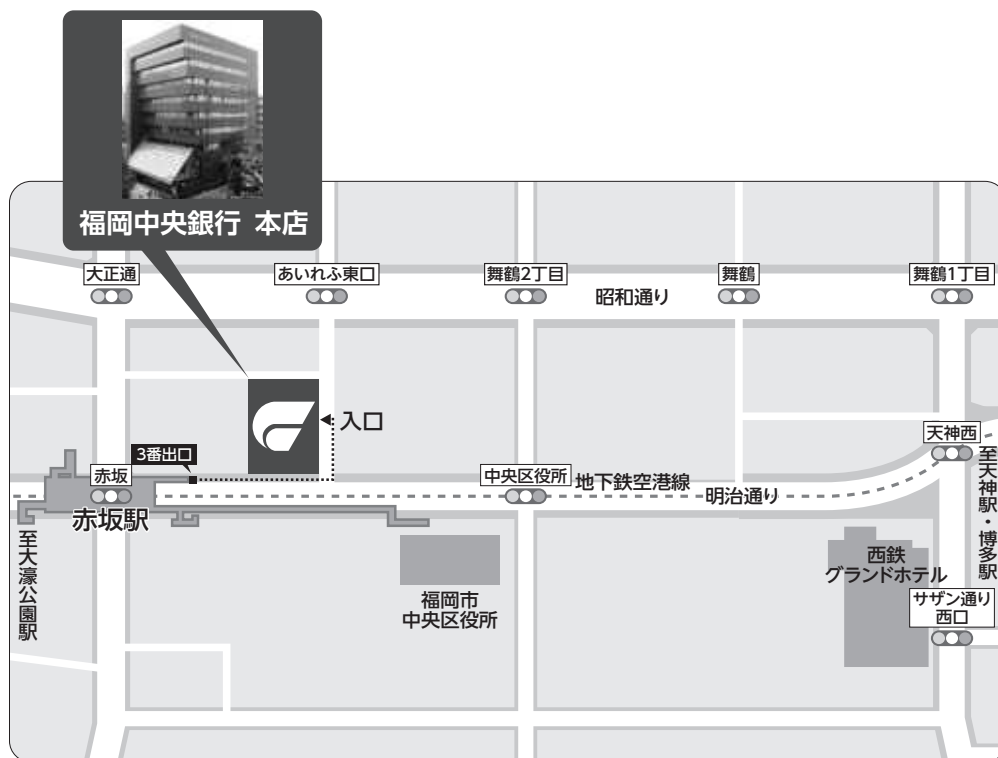
以 上

株主総会会場のご案内

福岡市中央区大名二丁目12番1号

株式会社福岡中央銀行本店 7階会議室

代表電話（092）751－4431



交通機関：地下鉄空港線「赤坂駅」3番出口（徒歩1分）